令和６年度北海道特別職報酬等審議会　議事録

１　日　時

令和６年12月26日（木）10時00分から10時40分まで

２　場　所

本庁舎３階　知事会議室

３　出席者

田村会長、館田副会長、小椋委員、進藤委員、須間委員、高崎委員、長島委員、
間瀬委員、三津橋委員
浦本副知事、飯田職員監、山本給与服務担当課長

４　議　題

特別職の報酬等及び期末手当について

５　議　事

（１）開会

○飯田職員監

ただいまから、北海道特別職報酬等審議会を開催させていただきます。進行役を務めさせていただきます、総務部職員監の飯田です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、副知事の浦本からご挨拶を申し上げます。

○浦本副知事

北海道副知事の浦本でございます。

北海道特別職報酬等審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、日頃からそれぞれのお立場で道政の推進に大変なお力添えをいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

また、本年度の審議会でございますけれども、衆議院選挙の影響によりまして、国の法改正が12月にずれ込んだこともございまして、例年より２か月程遅い開催となったところでございまして、年の瀬の大変お忙しい中、本審議会にご出席を賜りまして、重ねてお礼申し上げたいと思います。

本審議会では、知事、そして道議会議員等の特別職の報酬等の改定につきまして、公平性や公正性の観点から、一般職の給与改定や、国・他府県の状況、こういったものを勘案しながら、適正な給与水準等についてご審議をいただいているものでございます。

一般職の給与に関しましては、既に先の第４回定例会におきまして、道人事委員会の勧告を踏まえた条例改正案の議決をいただいておりますけれども、本年の改定は、昨年と比較いたしまして大幅なベースアップとなるなど、初任給、そしてボーナスを引き上げる内容となってございます。

本日は、こうした一般職の状況などをご説明させていただきまして、道の特別職の給料水準、そして期末手当の支給月数につきまして、委員の皆様から、幅広く忌憚のない

ご意見を賜りたく存じます。
　道におきましては、審議会からいただく答申を踏まえまして、今後の対応を検討してまいりたいと考えてございますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。
　本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（２）委員紹介

○飯田職員監
　続きましてお手元の審議会委員名簿をご覧ください。
　ご覧のとおり、９名の委員の皆様におかれましては、本年７月１日に再任され、新たな２年間の任期で任命させていただいたところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
　名簿の一番下になりますが、新任となります三津橋委員をご紹介させていただきます。北海道商工会連合会副会長の三津橋英実委員です。

○三津橋委員
　初めまして、北海道商工会連合会副会長の三橋といいます。担当は地域振興ということで、連合会の中では担当しております。
　下川町から来ました。冬は、雪の関係で、列車が止まってしまうため前の日から入るので、できれば午後の会議がいいなと思っておりますけども、年に１，２件なので、我慢します。
　新任なので何もわかりませんけれども、よろしくお願いいたします。

○飯田職員監
　ありがとうございます。
　本日、北海道女性団体連絡協議会会長の野委員におかれましては、都合によりご欠席となっておりますが、１０名の委員のうち９名の委員にご出席いただいております。審議会条例第５条第２項の規定に基づきまして、定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立していることを報告いたします。
　続きまして、道の担当を紹介いたします。人事課給与服務担当課長の山本でございます。

○山本課長
　山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○飯田職員監
　次に、本日の審議内容などの公表についてでありますが、本審議会は、道の附属機関でございますので、北海道行政基本条例に基づきまして、審議内容などをホームページで公表することとなりますので、あらかじめご了承をいただきたいと存じます。

　それではまず、会長及び会長を選任したいと思います。審議会条例第４条第２項によりまして、会長及び副会長は委員の互選によることとなっております。選任につきまして、皆様からご発言はございますでしょうか。

○委員一同
　意見なし

○飯田職員監
　なければ、事務局から提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同
　異議なし。

○飯田職員監
　それでは、恐縮でございますが事務局からご提案させていただきます。
　会長につきましては、田村委員。副会長につきましては、館田委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○委員一同
　異議なし。

○飯田職員監
　はい。そのように決定したいと思います。
　それでは田村委員には、会長席にご移動いただきまして、一言いただければと存じます。

○田村会長
　改めまして、田村でございます。私も６年、７年目になるのかと思います。一番長いということで、会長に互選されたということかというふうに思います。
　三橋委員には、どうぞよろしくお願いいたします。記憶する限りは、ずっと午前中の会議を開いているようでございまして、配慮が足りなくて申し訳ございません。来年からはちょっといろいろ検討したいというふうに思っております。
　また、年末になりまして本当に委員の先生方には、大変お忙しい中、時間調整していただいたというふうに伺っております。改めて感謝を申し上げます。
　それでは議事に入りますが、よろしいでしょうか。

○飯田職員監
　副知事の浦本につきましては、自身の給料等に関わりますので、退席させていただきますことをお許し願いたいと存じます。

○浦本副知事
　退席させて頂きます、どうぞよろしくお願い申し上げます。失礼致します。（退室）

○飯田職員監
　それでは、田村会長、お願いいたします。

（３）議事

【特別職の報酬等及び期末手当について】

○田村会長
　それでは議事を進めて参りたいというふうに思います。本日の諮問事項であります、特別職の

報酬等及び期末手当についてと、諮問事項にはなっておりませんが、知事等の退職手当、行政委員会委員の報酬について、事務局から説明を受けるということにしたいというふうに思います。
それでは、ご説明をよろしくお願いします。

○山本課長
よろしくお願いいたします。
お手元の資料をですね、北海道特別職報酬等審議会と青で書いた資料になりますけども、こちら資料１から資料４までとなってございます。
まず資料１から４までですね、一括してご説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
まず１ページ目をおめくりいただきまして資料１－１、右肩に書いてございますものをご覧ください。北海道特別職報酬等審議会条例となってございます。
当審議会は、第１条にございますとおり、特別職の職員の報酬等の公正を確保するために、知事の附属機関として設置されているものでありまして、第２条にございますとおり知事の諮問に応じまして、特別職の報酬等について調査審議をすること、こちらを所掌事項としているところでございます。
なお、皆様にご審議いただきました結果につきましては、会長より、知事に答申をいただく予定としてございます。

続きまして、１つまたおめくりいただきまして資料１－２をご覧ください。
特別職の報酬等の改定の流れについてでございますが、ここでは例年の流れでご説明をさせていただきます。
まず、最初にですね、10月の上旬ごろ、本年の10月４日に人事委員会勧告というものが出ておりまして、一般職の給与水準につきまして、民間事業所の給与との均衡を考慮しまして、適正な給与が確保されるよう、勧告が行われておりまして、10月下旬頃から11月上旬頃にこうした勧告の内容等を踏まえまして、知事が特別職報酬等審議会へ諮問する流れが通常の流れとなっております。
その諮問を受けまして、審議会の方を開催させていただき、人事委員会勧告の内容、それから他府県の状況、社会経済情勢等、こういったものをですね、総合的に勘案いたしまして、特別職の報酬等が適正な水準であるかどうかにつきまして皆様にご審議をいただきまして、最終的に会長から、審議結果を答申いただく、そういう流れとなってございます。
11月下旬にですね、最終的にはですね、開催される第４回定例道議会で条例改正を提案する流れとなっていたのですけれども、本年につきましては、衆議院の解散総選挙のですね、影響等もございまして、国の特別職の給与改定の状況が不明であったものですから、皆様には大変ご迷惑おかけしましたけれども、11月に予定していた審議会を延期させていただきまして、本日の開催に至ったものでございます。
本日の審議会における答申の内容を踏まえまして、条例の改正が必要となった場合には、２月下旬から開催される予定の第１回定例議会に条例改正案を提案することとなります。

流れについては以上でございまして、１つめくっていただきまして、資料２になります。特別職の報酬等及び期末手当についてご説明をさせていただきたいと思います。
資料の２－１になりますけれども、こちらはですね、報酬等の体系をですね、示したものになっておりまして、特別職の報酬等について規定する関係条例というのがですね、それぞれ異なっておりまして、大きく３つに分かれております。

まず左からですね、知事、副知事、それから教育長につきましては、毎月支給される給与と、６月及び12月に支給される期末手当、この他に、退職時には退職手当が支給されております。

真ん中になりますけれども、道議会議員につきましては、毎月支給される議員報酬と、６月、12月に期末手当が支給される形となってございます。

最後に右側になりますけれども、行政委員会の委員につきましては、非常勤の委員には毎月報酬が支給されておりまして、常勤の委員につきましては、毎月支給されます給料の他に、６月、12月に期末手当が支給される、こういった体系となってございます。

また１枚おめくりいただきまして資料２－２でございます。こちらはですね、特別職の報酬等の改定の状況でございます。

審議会におきましてはこれまでですね、特別職の報酬等の改定に当たりましては、一般職の給与との均衡、国や他府県の状況、社会経済情勢、それから道の財政状況、こういったことなどをですね、総合的に勘案しましてご審議をいただいているところでございます。

現行の報酬額についてですけれども、さかのぼると平成４年の10月に改定したものでございまして、これまで30年間据え置いている状況にございます。

知事等特別職の給料月額、それから議会議員の報酬額につきましてはこの表のですね、下段の括弧内に、当時の改正前の額が書いてございますけれども、こちらをですね、平成４年10月にそれぞれ10％程度引き上げておりまして、以後、現在まで知事が138万円、議員は一番下にありますけど、90万円などとなっているところでございます。

なおですね、知事、副知事、教育長につきましては、行財政改革に不断に取り組むという強い決意と姿勢を示すということでですね、知事の任期でございます、令和９年４月までの間、減額措置を講じておりますけれども、本審議会では、減額前の報酬額の水準について、ご審議をお願いしたいと思います。

また、期末手当の支給月数についてでございますが、この表の右側になりますけれども、昨年いただいた答申を踏まえまして、令和５年の12月に改定しておりまして、現在は年間3.40月となってございます。

なお、知事、副知事、教育長につきましては給料の減額と同様、知事の任期でございます令和９年４月までの間は、減額措置を講じております。

次の資料に行きたいと思います。資料２－３（１）になりますけれども、こちらはですね、本年の北海道人事委員会勧告の概要となります。

人事委員会勧告につきましては、道の一般職の給与水準につきまして、道内の民間事業所の従業員と道職員の給与比較の状況であったり、国の人事院勧告の内容などを踏まえまして勧告されているものでございます。

本年はですね、中段にございますとおり、例月給与は3.01％、黒く枠で囲ってあるところですけれども、3.01％民間に比べて道職員の給与が低いということで給料を引き上げるとともに、ボーナスを0.1月引き上げまして年間4.6月分といたしまして、本年の４月にさかのぼって増額改定を行うべきとの勧告を受けましたことから、先日開催されました第４回定例議会に提案をいたしまして、12月12日に議決を得たところでございます。条例の公布は12月27日に予定しております。

次に資料１つめくっていただきまして、２－３（２）に行きたいと思いますが、先ほどの資料は令和６年度、今年度の給与改定ということでございますけれども、資料２－３（２）につきましては令和７年度分の来年４月からの改定分ということで、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行うための改正ということで勧告がなされたものでございます。

こちらですね、給与制度を包括的に見直すというものとなってございまして、主なものといたしましては、例えば６番の扶養手当、これは配偶者に係る扶養手当を廃止しまして、子に係る扶養手当を増額するというもの。

それから８番であればですね、通勤手当の支給限度額を引き上げると。15万円まで引き上げとなっておりますけれども、これまでは、7万5,000円というふうになってございます。

資料２－４、次のページに行きたいと思います。

こちらはですね、道の特別職の報酬等と一般職の給与の改定率を比較したものでございます。

特別職の報酬額の改定経過なのですけれども、平成４年10月に、それまでの一般職の給与改定率の累積率が、10.48％となった経過がございまして、特別職と一般職との乖離がですね、10％を超えたこと、こういったことを考慮してですね、改定した経過がございます。

下段のグラフになるのですけれども、一般職の改定率の累積状況につきまして、平成４年、一番左になりますけれども、平成４年の一般職の給与水準と特別職の報酬水準、これを100といたしまして、以後の指数の推移をお示ししたものとなっております。

これによりまして、平成４年10月改定以降はですね、一般職の改定率の累積が、平成12年と平成13年にですね、ピークを迎えまして、7.36％と開きがあったのですが、目安とする10％には達していなかったことから、引き上げは行ってございません。

近年では、一般職との乖離が縮小してきていたのですけれども、マイナス改定もありまして縮小しておりまして、報酬等よりも下回った年もあったのですけれども、平成29年以降は再び増加傾向に転じまして、令和６年におきましては4.59％の乖離となっている状況でございます。

本年につきましては人事委員会からですね、一般職の引き上げ改定が勧告されておりまして、累積改定率は昨年から増加をしまして、4.59％となっているところですけれども、改定の判断の目安の1つとしております10％には達していない状況となってございます。

続きまして資料２－５をご説明させていただきますが、この資料は主要な８都道府県別の報酬月額などにつきましてお示しをさせていただいてございます。

グラフの下方にですね、北海道から福岡県までを横軸として記載しています。グラフの見方といたしまして、例えば、一番左の北海道の状況になりますが、左側の上から、知事、議長、副知事と、縦軸でですね、職ごとの減額前の報酬を比較できるというような形になってございます。

色分けをしている折れ線グラフ、こちら横に見て頂けるとですね、職ごとに都道府県の比較ができるような形になっております。例えば一番上の知事であれば、北海道は138万、その右の東京都であれば146万ということでですね、都道府県の比較ができるような形となってございます。

また右側のですね、表につきまして、８都道府県における北海道の順位をお示しさせていただきました。すべての職について８団体との比較において、中ほどに位置している状況となっております。北海道は、中ぐらいに位置している状況でございます。

なお、国の特別職の状況につきましては、一番下にですね、参考としてお示しをさせていただいてございます。

続きまして、まためくっていただきまして資料２－６でございます。

特別職の期末手当の支給月数につきまして、道の一般職の状況と国の改定の経緯をお示ししたものとなってございます。

まずですね、道の一般職につきましては、左の表のですね、下段になります。下段の一番右側にありますように、本年の人事委員会勧告におきまして、期末・勤勉手当は現行の4.50月分を0.10月分引き上げまして、4.60月分とすべきとの勧告を受けたところでございます。右の下でござい

ます。

また、国の状況につきましては、右側の表の一番下段になりますけれども、一般職の国家公務員、この表のさらに右側になりますけれども、一般職の国家公務員につきましては、道の一般職と同様に0.10月分引き上げまして4.60月とする人事院の勧告に基づきまして、法改正が行われております。

また、特別職の国家公務員につきましては、この表の左側にありますけれども、一般職の指定職職員に準じまして、0.05月の引き上げを行う、これにより3.45月分へ引き上げるというですね、改正法案が先日、臨時国会において可決されている状況であります。

今回ご審議いただきます特別職ですね、令和６年の支給月数につきましては、この表でいうと左側の表の一番下にあります、空欄となっておりますけれども、道の特別職の期末手当につきましては、これまでも道の一般職の状況であったり、国の特別職の取り扱いなどを考慮いたしまして、支給月数を決定しているところでございます。

今般の状況を考慮いたしますと、道の特別職につきましても、0.05月分を引き上げ、3.45月としまして、本年６月１日にさかのぼって引き上げることが適当ではないかということで考えてございます。

なおですね、ここには書いてございませんが、内閣総理大臣等の国会議員から任命された特別職の国家公務員につきましては、昨年の国会の議論であったりですね、社会情勢などを勘案しまして、当分の間据え置くこととされておりますが、国会議員以外の特別職につきましては、引き上げが行われることとなってございます。資料２の説明は以上でございます。

もう１枚めくっていただきまして、資料３－１でございます。こちらにつきましては、本日の諮問事項とはされていないのですが、知事等の退職手当についてですね、状況をご説明させていただきたいと思います。

こちらが現行の知事、副知事、教育長の退職手当についての資料でございます。

特別職の退職手当につきましては、平成30年４月にですね、一般職の見直しに準じまして、支給割合の引き下げを行っております。知事が100分の49.3、副知事が100分の41.6、教育長が100分の32.9となっております。

これによりまして退職手当の額は、知事と副知事が４年間48月在職した場合に支給される額ですけれども、知事が3,266万、副知事が2,196万円となっております。また教育長についてでございますが、任期が３年間となっておりまして、36月在職した場合に支給される額は1,066万円となっております。

なお、知事につきましては、退職手当については、30％の減額措置を講じておりまして、実支給総額は、知事につきましては括弧内の額となってございます。本年は国の制度改正や、他都府県の改定の状況に大きな動きはない状況でございます。

続きまして資料４の行政委員会委員の報酬の状況をご覧ください。

こちらにつきましても、退職手当と同様に諮問事項とされていないのですが、現状についてご説明をさせていただきたいと思います。

行政委員会委員の報酬につきましては、従前はすべての行政委員会で、月額制で報酬を支給していたのですが、委員会の機能、それから、勤務実態、他県の状況などを踏まえまして、２の左側の表のとおり、平成27年にそれまでの月額制を改正いたしまして、日額と月額の併用制としているところでございます。

具体的にはまず日額の部分についてですけれども、委員会、総会等に出席のほか、例えば事務打ち合わせであったり、出張等に対してですね、委員長・会長等については、２万7,000円、

委員につきましては２万4,000円を支給することとしております。
　下段の月額部分つきましては、職員の職責であったり、委員会や庁舎以外で行う検討、検証作業などがございますが、こういったものにつきまして、日額以外は、すべての部分に対する対価として、改正前の報酬月額の２分の１を基礎額として支給することとしております。
　また委員会への出席など、日額が支給される日数が一定日数以上になる場合につきましては、改正前の報酬月額を上限といたしまして支給することといたしました。
　こちらも先ほどの退職手当の状況と同様に、本年は国の制度改正や、他都府県の改定の状況に大きな動きはない状況でございます。

　事務局からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村会長
　はい、ありがとうございます。
　ただいま事務局から説明をお伺いしました。本日の諮問事項である、特別職の報酬等及び期末手当について、このことに関係したご説明を要約しますと、給料、報酬月額については、給料表の引き上げ、大幅なベースアップがあったということのようですが、本年の一般職の累積の改定率は、それによって4.59％になったが、改定の目安の１つである10％は超えていないという、こういうご説明がございました。資料２－４に基づいてご説明をいただいたというふうに理解をしました。
　さらには、主要８都道府県の中でも、北海道は中くらいの順位にある。これも資料の２－５によって、ご説明をいただきました。
　そして、期末手当については、国の状況に当てはめると、資料２－６でございますが、道の特別職も3.45月となるということから、本年６月１日にさかのぼって0.05月を引き上げる、というような、ご説明があったということになるかというふうに思います。
　ただいまの事務局からの説明につきまして、各委員からご意見を賜りたいというふうに思います。順次、ご指名いたしますのでよろしくお願いいたします。順番ですが、副会長の館田委員にまず、ご意見をお伺いした後、小椋委員から、50音順でお願いしたいというふうに思います。
　それでは館田委員お願いいたします。

○館田委員
　はい。ただいまご説明いただきました原案につきましては適当かというように考えております。
　月額につきましては、例年の、従来の方法で算定されたということですので妥当かなと思いますし、それから、期末手当につきましても、従前の方法に従って算定されたということですので適当かと思っています。

○田村会長
　はい。ありがとうございます。小椋委員、お願いいたします。

○小椋委員
　はい。今ほど説明いただきました内容については私も妥当だと思いますし、人事院勧告に沿ってですね、一般職と特別職との齟齬のないようにということですから、妥当かと思います。

○田村会長
　はい。ありがとうございます。進藤委員、お願いいたします。

○進藤委員
　はい。ただいまご説明いただいた案につきましては、私も特に違和感ないことだと思います。特に一般職の状況、他府県の趣旨を踏まえた妥当な提案だと思っております。以上でございます。

○田村会長
　はい。須間委員、お願いいたします。

○須間委員
　はい。特別職の報酬、給与の関係、昨年、10％の関係をご説明いただきましたし、今回もそういう範囲内ということであれば、改定を行ってこなかったという経緯を踏まえれば、妥当かなというふうに考えております。
　期末手当についてもご説明のあったとおり、国の支給月数を踏まえての改定ということになりますから、妥当ということでよろしかったです。

○田村会長
　はい。ありがとうございます。高崎委員、お願いいたします。

○高崎委員
　はい。私も特に今回の説明につきまして異論はありません。北海道の特別職の月数も3.45に合せるという案が、今の原案かと思いますので、そちらに賛同いたします。よろしくお願いします。

○田村会長
　はい。長島委員、お願いいたします。

○長島委員
　内容的に、前回も個人的にも説明に来ていただいて説明も受けましたけど、今回の内容も、同じような内容でしたけれども、賛成させていただきたいと思います。

○田村会長
　はい。ありがとうございます。間瀬委員、お願いいたします。

○間瀬委員
　はい。結論といたしましては、原案に賛同いたします。ただ昨年も申し上げましたけれども、知事につきましては、北海道も課題をいろいろ抱えている中でですね、より有為なリーダーに就いていただくとか、あるいはその仕事に応えるためにもですね、もう少し引き上げてもいいのかなという思いはございますけれども、現任期では鈴木知事は自ら減額されているということもありますし、道財政等々も考えますと、それは将来の課題かなと思います。ありがとうございます。

○田村会長
　はい。三津橋委員、お願いいたします。

○三津橋委員
　はい。基本的には異議はございません。知事においても30％自ら減額していることということも

ありますので。ただ、我々中小零細から見比べると羨ましいな、というような額ではあると思っております。以上です。

○田村会長
　はい。ありがとうございます。
　委員の方から意見をいただきましたが、本日欠席された野委員からもご意見をいただいているというふうに伺っておりますので、事務局からご報告いただけますか。

○山本課長
　はい。野委員につきましては事前に資料をですね、説明させていただいておりまして、ご意見を頂戴しておりますのでご報告をいたします。
　知事、副知事、議会議員等の報酬等につきましては、本年は、一般職が大幅なベースアップとなっているものの、主要都府県との比較でいきますと、道の順位は、中ほどに位置しており、据え置きが適当と考えます。
　本年度における期末手当につきましては、道の一般職の他、国の状況などを踏まえまして、事務局案どおり、0.05月分の引き上げが適当と考えます、との意見でございました。以上でございます。

○田村会長
　はい。ありがとうございました。
　それでは各委員からのご意見を集約いたしますと、まず、知事、副知事、議会議員等の報酬等については、一般職の給与改定の状況や、他都府県の状況などを踏まえると、大きな変動要素がないということから、据え置きが適当である。
　そして、期末手当の支給月数については、道の一般職や国の特別職の状況を勘案し、現行の3.40月から0.05月引き上げ、年間3.45月とする。そして、実施時期は、本年６月１日から適用とするということが適当である。
　このように集約できるかというふうに思います。
　このように、おまとめさせていただきたいというふうに思いますが、そして、今の内容で本審議会として答申をしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同
　異議なし。

○田村会長
　はい。ありがとうございます。その他事務局から何かございますでしょうか。

○山本課長
　ございません。

○田村会長
　はい。それでは本年は、こちらの諮問事項ということになります。それ以外については報告事項ということで、説明を伺いました。
　他にないようですので、本日の議事は、以上をもちまして終了したいというふうに思います。それでは、事務局に進行を引き継ぎます。よろしくお願いします。

（４）閉会

○飯田職員監

田村会長ありがとうございました。

この後、田村会長から答申が行われることとなりますが、道といたしましてはいただいた答申を踏まえまして、条例改正などの対応を検討していきたいというふうに考えております。

改めまして、委員の皆様には、本日の審議会への出席に対しまして、重ねて感謝申し上げますとともに、引き続き、道政の推進に当たりまして、ご助言をいただければというふうにお願いを申し上げたいと思います。

それではこれをもちまして、北海道特別職報酬等審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。